

総社市出張所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 5 2 号

総社市出張所条例の一部を改正する条例

総社市出張所条例（平成 1 7 年総社市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第 2 条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第 2 条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
総社市山手出張所	総社市 <u>岡谷151番地1</u>	西郡，地頭片山，岡谷，西坂台，宿	総社市山手出張所	総社市 <u>地頭片山17番地1</u>	西郡，地頭片山，岡谷，西坂台，宿
略			略		

附 則
この条例は，規則で定める日から施行する。